

特別用途地区

用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため当該用途地域の指定を補完して定める地区。
(※市町村が定める) (都市計画法 第9条第14項)

■特別用途地区内の建築規制（建築基準法第49条）

- ① 特別用途地区内においては、その地区の指定の目的のためにする建築物の制限又は禁止に関して必要な規定は、地方公共団体の条例で定める。
- ② 特別用途地区内においては、地方公共団体は、その地区の指定の目的のために必要と認める場合は、国土交通大臣の承認を得て、条例で、建築基準法第48条第1項～第13項の規定による制限を緩和することができる。

※ 用途地域又は特別用途地区内における建築物の敷地、構造又は建築設備に関する制限で当該地域又は地区の指定の目的のために必要なものは、地方公共団体の条例で定める。
(建築基準法第50条)